

瀋陽市青空行動実施プラン（2015-2017）配布に関する瀋陽市人民政府通知

瀋政発〔2015〕19号

転載元：市政府弁公庁 2015-05-26 17:30

各区、県(市)人民政府，市政府各部局、各直屬組織：

ここに「瀋陽市青空行動実施プラン(2015-2017年)」を配布するので、実情を踏まえ、真剣に貫徹実行されたい。

瀋陽市人民政府

2015年5月18日

瀋陽市青空行動実施プラン(2015-2017年)

「中華人民共和國環境保護法」を徹底的に貫き、「大気汚染防止行動計画配布に関する國務院通知」(国発〔2013〕37号)の主旨を全面的に実施し、本市の環境大気質を確実に改善するために、市政府は市内全域で青空行動を実施することを決定し、本プランを制定した。

一、指針となる理念と行動目標

(一) 指針となる理念。共産党第18期第3回、第4回中央委員会全体会議の主旨を理念とし、住民が求めることを指向し、大衆の満足を基準とし、石炭燃焼汚染対策、自動車排ガス汚染規制、発じん汚染抑制を重点とし、政府主導、部局連携、全市民参加、「病」の根本と症状を共に治し、総合対策を堅持して青空行動を全面的に実施し、本市の環境大気質を3年以内に顕著に向上させ、住民が「青空白雲」日数の増加をはっきりと感じ取れるようにし、居住環境を顕著に改善する。

(二) 行動目標。2017年には、青空行動で顕著な成果を上げ、大気環境質を顕著に改善する。優良日数を2014年比で49日増やす。全市の微小粒子状物質(PM2.5)年平均濃度を63 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に、2014年比で15%下げる。

二、実施措置

(一) エネルギー構造調整の強化、石炭総量規制の実施。

1、市発展改革委員会が石炭総量規制制度の全面的実施を担当し、2015年7月末までに本市石炭総量規制計画を完成させる。2014年の主要事業収入2000万元以上の工業企業の石炭消費量をストックベースとし、逐年減少を実現する。有効な措置を講じて石炭を熱源とするプロジェクト及びその他の高石炭消費プロジェクトの新設(改造、拡張)を厳格に規制し、石炭使用増加量がストックベースの削減量より少なくなるよう保証する。逐年本市のクリーンエネルギーと再生可能エネルギー利用率を高め、2015年8月末までに「瀋陽市クリーン・再生可能エネルギー発展計画(2015-2017)」を完成させる。バイオマス発電と熱供給の実用化を加速し、下水熱源ヒートポンプ技術の応用を拡大し、産業化と市場大規模化を漸次実現する。本市のクリーン・再生可能エネルギー利用規模を毎年3%以上増進させる。生産能力大幅過剰業種の生産能力新規増加プロジェクトを規制し、鉄鋼、アルミ電解、セメント、板ガラス、船舶など生産能力大幅過剰業種の生産能力新規増加プロジェクトに対しては、「生産能力大幅過剰の矛盾解決に関する国務院指導意見」(国発〔2013〕41号)を厳格に執行するよう要求し、いかなる名義や方法によっても生産能力新規増加プロジェクトを登録してはならず、関係する部局と組織は土地提供、エネルギー消費アセスメント、環境アセスメント審査や与信追加支援などを行ってはならない。天然ガスの導入と利用を拡大し、天然ガスパイプラインやガス貯蔵ピーク調整などのインフラ整備を加速し、保障能力を高める。電気の利用範囲を拡大し、省電力公司の本市における優遇電気価格政策の実施を積極的に推進し、給電能力を強化し、グリッドカバー範囲を拡大し、電力ニーズに応える。

2、市農業経済委員会と発展改革委員会が農作物残茎の総合利用を担当する。2015年8月末までに瀋陽市残茎総合利用実施プランを作成し、2015年に残茎総合利用率2014年比5%向上を実現し、2017年には残茎総合利用率を15%上げる。

3、市衛生計画出産委員会が2015年5月末までに市所属医療業界における石炭からクリーンエネルギーへの転換計画を策定して社会に公表し、2015年に全ての市所属公立病院の石炭からクリーンエネルギーへの転換事業を完了させる。

4、瀋陽ガス集団が2015年6月末までに「石炭ガス転換」関連配管網工事とガス価格などの優遇政策を提示し、担当部局、所有機関と協力して石炭ガス転換を実施する。

5、不動産管理局が各区県（市）政府に実施させる。2015年にスラム改造を開始する。住宅2.25万戸を改造し、2017年に小規模スラムの改造任務を完了するよう努力する。

(二)熱供給構造最適化、石炭ボイラー管理強化。

1、市発展改革委員会が「瀋陽市都市熱供給計画」の要求に従い、クリーンエネルギーと大型熱源プロジェクト建設を加速させ、2015年7月末までに本市の熱電併給と大熱源プロジェクト建設実施プランを制定し、プロジェクト建設時間とスケジュールを明確にする。

2、市不動産管理局が各区県（市）政府組織に20トン以下の石炭ボイラー撤去・熱媒配管接続工事を実施させる。市政府が決定した2017年末までに中心市街地内の20トン以下の暖房用石炭ボイラー撤去の目標に基づき、2015年5月末までに撤去計画を制定して社会に公表し、2015年に150基の暖房用石炭ボイラーの撤去任務を完了する。

3、市不動産管理局が暖房プロジェクトの推進を担当する。2015年に50の老朽団地の暖房家屋化改造任務を完了する。

4、市環境保護局が高汚染燃料使用禁止区域政策の完全実施を担当する。20トン以下の石炭ボイラー撤去・熱媒配管接続とクリーンエネルギー代替事業を全面的に推進する。

5、市経済・情報化委員会が国が公布した高エネルギー消費旧式機械電気設備（製品）廃棄目録に基づき、2015年8月末までに市内全域の工業用石炭ボイラーの実態調査を行い、当年の工業用石炭ボイラー廃棄計画を決定し実施する。工業用石炭ボイラーに対する省エネ監督管理を強化し、2015年8月末までに本市の工業用石炭ボイラーのエネルギー効率基準を制定し、エネルギー効率の低い工業用石炭ボイラー使用組織のリストを公表し、エネルギー効率基準に適合しない工業用石炭ボイラーについて廃棄計画を策定して実施する。

6、市品質技術監督局がボイラーエネルギー効率監督管理強化を担当し、法に従いボイラーエネルギー効率測定事業を実施させる。定型エネルギー効率指標要件に達しないボイラーは出荷させない。新設ボイラーはエネルギー効率が基準達成するまではボイラー使用許可証を発行せず、使用させない。使用中ボイラーが定期エネルギー効率監視で基準に達しなかったときは、期限を定めて是正を命じる。

(三)グリーン交通の大幅発展、自動車排ガス汚染防止。

1、市公安局が緑ラベル区規制強化を担当し、黄ラベル車走行禁止標識を改善し、2015年に緑ラベル区内の幹線道路で電子監視を実施し、違反進入黄ラベル車の処罰率を100%にする。黄ラベル車廃車管理を強化し、強制廃車基準に達した黄ラベル車に対し、車検有効期間満了後連続3車検期間内に車検合格標識を取得していない場合は強制廃車とする。外地黄ラベル車の本市への移転登録を厳禁する。

2、市交通局が営業用黄ラベル車廃車事業を推進する。2015年8月末までに更新廃車計画を制定し、社会に公表し、3年以内に黄ラベル路線バスと2005年末以前に登録したその他の営業用黄ラベル車を全て廃車にする。

3、市サービス業委員会が廃棄黄ラベル車回収解体事業の指導監督を担当する。

4、市交通局がグリーン交通の推進強化を担当し、2015年6月末までに全市2200台のディーゼル路線バス車両について排ガス改造処理計画を制定し、2015年に実証試験を実施する。クリーンエネルギー、新エネルギー路線バスの投入を拡大し、追加または更新する路線バス車両全てをクリーンエネルギー、新エネルギー車にし、ディーゼルエンジンバス車両の追加を禁止する。

5、市発展改革委員会が全市の新エネルギー自動車とガス自動車の普及促進を担当する。「瀋陽市新エネルギー自動車普及実施プラン」を配布し、2015年9月末までに本市のガス、電気自動車普及奨励策を提出する。ガススタンドの建設を積極的に推進し、2015年にガススタンドを24か所建設し、2017年に本市のガススタンド数を120か所にする。

6、市建設委員会が全市で充電ポールの建設を計画し推進しなければならない。

7、市サービス業委員会がガソリンスタンド、石油貯蔵庫、石油タンクローリーのガソリン蒸気回収改造の監督を担当する。ガソリンスタンド、石油貯蔵庫が大気汚染物質排出基準に達しない場合は、資格審査をしない。廃棄黄ラベル車回収解体事業を指導監督する。

8、市品質技術監督局がガソリン、ディーゼルの品質の監督管理強化を担当し、ガソリンスタンド、石油貯蔵庫、石油タンクローリーのガソリン蒸気回収設備の監督管理を強化する。

9、市工商行政管理局がガソリン・ディーゼル販売企業に対する監督管理強化を担当する。

製品への不純物混入、異物混入、および偽物販売、粗悪品販売の違法行為を厳しく取り締まり、基準以下の石油製品の市場流通を厳しく規制する。2015年5月末までに事業計画を制定して社会に公表する。

(四)発じんの厳格規制、都市管理水準向上。

1、市建設委員会が建築現場の発じん防止措置管理強化を担当し、建築現場の発じん防止措置を施工組織の資格管理と工事入札管理に盛り込み、違反者退出メカニズムを構築し、発じん環境保護要求を達成できない、または環境法令違反行為を行った施工組織に業務停止による期限内是正を命じ、是正期間中は瀋陽での工事入札への参加を停止する。「瀋陽市建築発じん防止管理規則」を全面的に実行し、各種建築現場にフェンス設置、監視カメラ設置、裸地カバー、建築ごみ密閉輸送、資材置き場防じんなどの措置を採り、条件のある所は必ず現場散水、輸送車両洗浄を行わなければならない、露天攪拌と廃棄物野焼きを厳禁し、2015年に建築現場発じんビデオ監視システム建設を完了する。

2、市不動産管理局、市建設委員会が解体工事発じん管理強化を担当する。「瀋陽市建築発じん防止管理規則」の要求を実行し、解体工事現場に広告フェンスを設置し、場内では毎日定時に散水し、出入口に埋め込み式タイヤ自動洗浄機を設置し、水撒きしながらの作業を行うなどの措置を採って解体工事の発じんを抑制する。すぐに搬出できない残土は、防じんカバーで覆い、粉じん抑制剤や水を撒き、解体工事完了後15日以内に着工できない建設工事現場では建物接收管理部局がカバー、舗装、緑化などの発じん抑制措置を採らなければならない。

3、市都市建設管理局が道路発じん汚染防止強化を担当し、2015年末までに市、区(市)の高級街路の湿式洗浄率を100%にし、一、二級街路の機械化清掃率を40%以上にする。都市道路の発じん防止散水を強化し、2015年には高級街路は冬以外は毎日4回以上散水作業を行い、一、二級街路は毎日3回以上散水作業を行う。都市の裸地被覆を加速し、2015年に二環路以内の裸地の舗装と緑化計画を策定して社会に公表する。

4、市交通局が道路工事発じん管理強化を担当する。汚染防止責任制度と防止措置を実行する。道路清掃管理を強化し、道路清掃散水作業設備を購入し、段階的に自家製回転軸清掃機などの旧式環境汚染清掃設備と入れ替える。

5、市都市管理行政取締局が全市の発じんが発生しやすい資材置き場の監督管理強化を担当し、2015年7月末までに露天置き場台帳を作成し、都市人口集中地区で防じん措置を実施していない企業を法に従い処罰し社会に公表する。道路運送業発じんの監督管理を強化

し、すべての運送車両は必ず密閉輸送しなければならず、密閉措置を講じずに発じん汚染を引き起こした場合は法に従い処罰し社会に公表する。

(五)工業汚染の全面的対策、基準達成排出実現。

1、市環境保護局が石炭ボイラー排煙基準達成改造事業の加速を担当する。2015年に100台の大型石炭ボイラーの基準達成改造任務を終わらせる。

2、市発展改革委員会が先導し、各区、県（市）政府が重点汚染・移転対象企業の新設プロジェクトを制限する。「瀋陽市重点汚染・移転対象企業リスト」に盛り込まれながら、期限までに生産制限、移転、閉鎖しなかった企業の新規投資プロジェクトの審査、批准、登録をしない。

3、市経済・情報化委員会が「一部の工業業種の旧式生産設備と製品の廃棄指導目録（2010年バージョン）」、「産業構造調整指導目録（2011年バージョン）」（修正）、「高エネルギー消費旧式機械電気設備（製品）廃棄目録」および関連業種の市場参入（規範）条件に従って実態調査を行い、旧式の生産設備、生産技術と設備（製品）を2015年8月末までに廃棄目標計画に盛り込み、実施する。

4、市経済・情報化委員会が先導し、各区、県（市）政府が重点汚染企業移転改造事業を強力に推進する。2015年8月末に重点汚染企業の閉鎖・移転リストを公表し、実施プランを制定する。2017年末までに全部の移転改造を完了する。2015年に瀋陽化工集团有限公司、瀋陽金碧蘭化工有限公司、瀋陽耀華ガラス有限公司、瀋陽抗生物質工場の移転任務を完了する。瀋陽熱電工場の3号機、4号機を閉鎖する。

5、市民政局は2015年末までにすべての葬儀場の火葬炉に必ず高性能除じん設備を取り付け、大気汚染物質排出濃度を下げなければならない。葬儀場、墓地、陵墓などで祭祀焼却行為を行うときは、祭祀焼却炉には2015年末までに、必ず排煙収集システムと高性能除じん設備を設置し、大気汚染物質の排出濃度を下げなければならない。

(六)総合対策・措置を講じ、全面的スモッグ対策を実施。

1、市都市管理行政取締局がアスファルト、アスファルトフェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみ、落葉などの焼却行為の監督管理強化を担当し、都市人口集中地区での違法焼却行為を法に従い処罰して社会に公表する。

2、市不動産管理局が全市の民生暖房用の廃棄煙突の全数検査を担当し、2015年6月末までに検査を完了して撤去計画を制定し、各区、県（市）政府が撤去を実施し、年末までに全ての撤去任務を完了する。

3、市林業局が防砂林造成拡大事業を担当し、効果的措置を採って黄砂発生源の逐年拡大傾向を阻止し、2015年8月末までに「瀋陽市生態障壁保護計画」を作成して社会に公表し、2017年末に全市の森林被覆率を31%にする。

4、市気象局が環境保護部局と共同で重汚染天気予測を担当し、極端な悪天候、とりわけ重汚染天気の予報警報協議を強化し、汚染プロセスのトレンド分析と判定を行う。極端な重汚染天気の気象研究を実施し、資源情報共有を実現し、予測施設のキャパシティービルディングを強化し、天気に対する緊急時の人為的介入技術の研究を実施する。

5、市環境保護局が第三者処理方式の採用を担当し、大気汚染発生源のオンラインモニタリングのキャパシティービルディングを強化する。2016年末に、20トン超の石炭ボイラー全てのオンライン自動モニタリングを実現する。

(七)良好な環境保護政策体系を確立、厳格な法執行を強化。

1、市不動産管理局が市場化手段による熱供給構造の最適化を担当する。各区、県（市）政府は「瀋陽市都市熱供給計画」に基づき、管轄地区の熱供給計画を制定し、市政府の承認を受ける。撤去・熱媒配管接続プロジェクトの熱媒配管接続費を完全に取り消す。プロジェクトは40トン以下の熱供給石炭ボイラーの熱供給面積追加を厳禁する。小型熱供給ボイラー室経営者が資産出資方式により大規模熱源の経営に参加することを認める。元のボイラー室の用途を変更し、開発建設または自主経営に用いることを認める。石炭のガス転換、石炭の電気転換事業を積極的に推進する。

2、市都市建設管理局が管理規則を制定し、公衆衛生保持・清掃行為を適正化する。木の葉、ごみなど清掃廃棄物の野焼きを禁止する。公園落葉景觀を作り、公園・庭園内の落葉のバイオマスコンポスト化処理を実施する。

3、市教育局が小中高校への環境教育課程開設、多様な環境教育活動の展開を担当する。教師の環境教育業務能力を高め、小中高校の環境教育普及率を100%にする。小学校と中学校で毎学期の環境教育時間を12時間以上とし、高校は8時間以上とする。

4、市環境保護局が新環境保護法の適切な執行を担当し、環境法違反行為を厳しく取り締

まる。処罰案件公表率を 100%にする。

5、市民政局が環境 NGO 組織の発展推進を担当し、環境 NGO 組織の登記批准を積極的に支援する。

(八)強力な組織体系を構築、考課と責任追及を強化。

1、監督考課を強化する。市環境保護局は、瀋陽市青空プロジェクト指導チーム弁公室の職務を適切に履行し、青空プロジェクトの実施を統一監督、統一調整、統一考課し、適時に社会に公表しなければならない。2015 年 4 月末までに瀋陽市三年青空プロジェクト行動プラン、2015 年度事業計画と考課細則を作成して社会に公表する。

2、体制メカニズムを構築改善する。2015 年 6 月末までに市、区県（市）両級で資源環境保護内部監査専門機関を設立し、一定数の業務能力が相当水準の監査要員を配置し、全市の資源環境保護プロジェクト監査を実施し、本市の両級監査機関の資源環境保護監査の全体水準を十分に発揮する。

3、監査監督を強化する。本市資源環境保護の目標と任務について幅広い調査研究を行い、科学的合理的に監査項目を決定し、環境保護に対する監査の比率を逐年拡大する。監査の重点は、政策と責任目標の実現状況、資源環境の開発利用、保護状況、プロジェクト建設および効果の状況、資金管理と使用状況である。問題点を提示し処理し、問題の原因を分析し、建設的意見と提案を提示する。

4、指導幹部の任期中環境保護責任監査を積極的に検討し、段階的に実行する。各区、県（市）政府および市政府関係部局は指導幹部任期中の経済責任監査事業と結びつけて、当該地区、当該部局の資源環境保護状況を指導幹部経済責任監査の重要内容に盛り込む。科学的に正確に指導幹部の当該地区、当該部局に対する環境保護責任履行状況を見極める。指導幹部環境保護監査の方式・方法を検討し、適時に「瀋陽市環境保護責任監査規則」を制定し、幹部考課と責任追及の根拠を提供する。

5、その他各種環境保護監査任務を積極的に進める。

(九)政府の資金投入を拡大、環境保護市場化体系を構築。

1、市財政局が政府財政資金投入拡大を担当する。「報奨を以て補助に代える」、「報奨を以て対策を促す」などの方式で、逐年環境保護投入を拡大する。環境保護の報奨規則に従

って報奨資金を支出し、環境建設、生態建設、汚染対策の中で著しい貢献のあった組織と個人を報奨する。政府グリーン調達制度を構築し、政府グリーン調達規則を制定し、各級政府がブラックリストに載っている企業の製品とサービスを購入することを禁止する。

2、市環境保護局が企業を主体とし、市場原理を尊重した政府支援政策の実施改善を担当し、2015年8月末までに、全市環境保護産業発展意見を制定する。大気環境質モニタリング体系を改善する。2015年に4つの大気質自動モニタリングステーションの建設を完了する。

3、市科学技術局が青空行動指導チームが決定した環境保護と処理技術研究開発分野の重大プロジェクトを当年の科学技術計画に盛り込み、重点支援する。

(十)社会による監督を強化、全市民の環境保護参加を推進。

市環境保護局が環境保護情報化プラットフォームの整備改善を担当し、2015年8月末までに環境情報地図を構築し、ウェイボー、ウェイチャットのアカウントを開設する。全社会の環境保護ボランティア活動への参加を促す。環境保護監督員制度を構築し、2015年5月末までに1000名の環境保護ボランティア監督員を雇う。環境保護表彰報奨制度を構築し、2015年6月5日までに瀋陽市環境保護表彰報奨規則を起草し、市政府の承認を経て公布実施する。

三、保障措置

(一)青空行動に対する指導を適切に強化する。市政府は瀋陽市青空行動指導チームを設置し、全市の大気汚染防止事業の実施指導を担当させる。各区、県（市）政府および市政府関係部局も相応の指導体系を構築し、トップリーダーを第一責任者とし、各分掌リーダーを直接責任者とし、職務を分掌し、責任を分担し、法に従って当該地区、当該部局の大気汚染防止業務を履行しなければならない。各区、県（市）政府は青空行動の責任主体であり、市政府関係部局は指導調整を強化しなければならない。

(二)業務責任を全面的に履行する。市政府と各区、県（市）政府、市政府関係部局は「瀋陽市青空行動（2015年）目標責任状」に署名し、目標任務を各区、県（市）政府および市政府関係部局に振り分ける。各区、県（市）政府および市政府関係部局は厳格に「瀋陽市青空行動実施プラン(2015年-2017年)」に従って、当該地区、当該部局の青空行動実施プランを制定し、市政府の承認後に実施しなければならない。各レベルに任務を割り振り、属地管理責任、部局監督管理責任、企業主体责任を具体化し、目標責任を適切に実行し、厳

格に取り締まり、監督検査考課を実行し、良好な大気汚染防止業務体系を作り上げなければならない。定期的に市青空行動指導チームに当該地区、当該部局の青空行動目標任務達成状況を報告しなければならない。

(三)監督検査メカニズムを改善し、考課問責を厳格化する。市政府は厳格な監督検査考課制度を構築し、各区、県（市）政府および市政府関係部局の青空行動進展状況の監督検査考課を実施し、考課結果は指導グループと指導幹部に対する総合考課評価の重要根拠とする。職務怠慢により目標責任状が未達成となったとき、政策決定が原因で環境を汚染し生態を破壊したとき、管轄区域で重大特大環境汚染事件が起きたとき、指導グループは年次考課で優秀グループとは評価されず、トップと直接責任者は1年間は昇進させず、年次考課で優秀と評価されない。

各級規律検査・監察部局は環境保護責任追及メカニズムを構築し、環境保護の職務不履行、環境保護目標責任状不達成、政策判断ミスによる重大環境汚染と生態破壊発生、重大特大環境汚染事件発生、環境保護専用資金の不正使用、環境取締への干渉行為に対しては、関係責任者の責任を厳しく追及しなければならない。

(四)経済政策を改善し、資金投入を保障する。市、区县（市）両級政府は財政投入を拡大し、青空行動関連経費を予算に盛り込み、資金配分を保障しなければならない。税・手数料政策の調整作用を発揮させ、税制優遇政策を完全に実行しなければならない。グリーン与信制度を構築し、金融手段の制約作用を発揮させなければならない。企業環境情報を信用情報システムに盛り込み、環境法令違反企業への法人融資と公募増資を厳しく制限しなければならない。

(五)環境情報公開を強化し、社会監督を拡大する。市、区县（市）両級政府および関係部局は環境情報公開制度を構築し、大気質、老朽生産能力削減、産業構造調整、エネルギー構造調整、施工発じん、道路発じん、自動車管理など人民大衆の利益に関わる重大情報を定期的に公表し、人民大衆に大気汚染防止措置、プロジェクト、プロセス、効果と問題を知らせ、適時に大衆の関心に応え、円滑なコミュニケーションを作り出し、全市民を動員し、全市民が大気汚染対策を支持する社会的雰囲気を作り上げなければならない。

<http://www.shenyang.gov.cn/zwgk/system/2015/05/26/010114621.shtml>